

第18節 障害物除去計画

第1項	障害物の除去	<input type="checkbox"/> 都市整備班	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

市は、被災者からの要望があった場合に被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、災害時応急対策活動応援協力協定締結団体や災害ボランティア等の支援を得て、住家またはその周辺に流入した土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路や河川等の障害物の除去を行う。

ただし、民地における障害物の除去は、公的機関による私権侵害にも繋がるおそれがある。このため、市は民地における障害物除去については、基本的にその行為を緊急に行わなければ被災者の人命、身体や財産に著しい被害を増幅させるおそれのある場合または障害物を放置した場合において周辺に二次災害を誘発するおそれがある場合、さらに障害物が周辺の公共施設機能を阻害するおそれがある場合等の要件を満たした場合について、被災者とその詳細を協議調整したうえで実施するものとする。

なお、がけ崩れ、土石流、地すべり並びに河川はん濫や内水はん濫等の浸水等によって、住家または周辺に運ばれた障害物の除去は市が、また道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が行う。

第1項 障害物の除去

1. 障害物除去を行うケース

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に行うこととする。

- 1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2) 河川はん濫（内水はん濫）、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3) 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- 4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2. 障害物除去の方法

- 1) 市（“都市整備班”、“総括班”）は、自らの組織、労力等を用い、または協定を結んでいる建設業者で組織した災害時応急対策活動応援協力団体等の協力を得て、障害物除去を速やかに行う。

2) 障害物除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮して行う。

3. 資機材、人員の確保

平常時からスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

4. 除去した障害物の集積場所

- 1) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3) 二次的な火災延焼等のおそれがない場所または環境衛生の面から地域に悪影響を与えない場所を選定する。
- 4) 盗難の危険のない場所を選定する。
- 5) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から 14 日間、工作物名その他必要事項を公示する。

5. 除去した障害物の処理

除去した障害物は、原則として市長の指示する処理場で処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設や不燃物処理施設に再搬送して処理する。

第2項 災害救助法に基づく措置

1. 障害物除去の対象者

災害救助法に基づく障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

《障害物除去の対象者》

- a. 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- b. 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- c. 自らの資力によっては除去ができないものであること
- d. 住家が半壊または床上浸水したものであること
- e. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- f. 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

2. 除去の方法

救助の実施機関である県知事（救助を行うこととされた場合または県知事が実施するいとまがない場合には市長）が実施する。

3. 期間

《障害物除去の期間》	
期 間	災害発生の日から10日以内

(特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長可能)

4. 費用の限度

災害救助法に基づく障害物除去に係る費用の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。